

宮崎市監査委員	阪元 勇
宮崎市監査委員	松浦 史典
宮崎市監査委員	松山 清子
宮崎市監査委員	中村 鉄兵

定期監査結果の公表について

このことについて、下記のとおり公表します。

記

- 1 宮崎市監査基準への準拠
宮崎市監査基準に準拠し、監査を実施した。
- 2 種類
地方自治法第 199 条の規定に基づく定期監査
- 3 対象
教育委員会所管の小学校 16 校（宮崎、大淀、潮見、恒久、赤江、国富、木花、鏡洲、青島、内海、生目、宮崎南、本郷、生目台東、学園木花台、生目台西）、中学校 9 校（宮崎、大淀、赤江、木花、青島、生目、本郷、赤江東、生目台）、中央公民館、宮崎市立図書館及び佐土原図書館の令和 5 年度の財務に関する事務の執行
- 4 着眼点
別紙に掲げる着眼点について、監査を実施した。
- 5 主な実施内容
財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、関係帳簿及び書類の照合・確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取し実施した。
- 6 実施場所及び日程
 - (1) 実施場所 各施設の事務室等及び監査室
 - (2) 日 程 令和 6 年 5 月 9 日から令和 6 年 6 月 25 日まで
- 7 結果
上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務の重要な点において、法令に適合し、正確に行われ、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められた。
ただし、次のとおり是正又は改善が必要である事項が認められた。
 - (1) カーテン修繕について、請書をもって契約する必要があるにもかかわらず、請書を徴しないまま契約締結していた。
（赤江中学校）
 - (2) 校外生徒指導対策協議会補助金について、複数の中学校において申請依頼文の收受は 5 月下旬であったが、学校教育課から各学校への申請依頼は 4 月 3 日付けで発出され、申請依頼の記入例でも申請日と申請に係る学校の起案日を 4 月 3 日とするよう指定していた。

また、学校教育課による補助金等交付決定書は、複数の中学校において学校の收受日は6月下旬であったが、交付決定日が4月3日となっており、交付決定日を遡って通知していた。
(学校教育課)

- (3) 宮崎市立図書館において、西日本電信電話株式会社への行政財産目的外使用料について、道路占用料条例により「占用物件の長さに0.01メートル未満の端数があるときは、その端数の長さを切り捨てて計算する」と規定されているにもかかわらず、1メートル未満の端数を1メートルとして、誤って算定していた。
(生涯学習課)

- (4) 宮崎市立図書館図書装備業務委託(単価契約)における1円未満の端数処理について、事前に処理方法を明示したうえで、契約単価の端数処理を行うべきところ、仕様書等で明示せずに1円未満を切り捨てた単価で契約していた。
(宮崎市立図書館)

監査の着眼点

小・中学校	収入支出等事務について
	備品等の管理状況について
	給油券の保管・運転日誌について
	就学援助費について
	薬品の保管状況について
	私用電話料等の徴収・調定等について
	郵便切手類の管理について
	補助金等について
	タクシー乗車券の管理について
公民館等	収入等事務について
	備品等の管理状況について
	公衆電話料の徴収・調定等について
	郵便切手類の管理について
	タクシー乗車券の管理について
保育所・幼稚園	収入等事務について
	備品の管理状況について
	薬品の保管状況について
	タクシー乗車券の管理について